

【当該地域の所有者不明農地の概要】

地域計画の区域内において、長期間耕作が行われておらず、草が繁茂している土地が問題となっており、担い手への貸付を進めてほしいとの要望が上がっていた。

蘇原地区においては、地域計画に位置付けられた担い手が数名おり、隣地には、担い手へ農地中間管理機構を活用した権利設定が行われていることから、所有者不明農地制度の活用が検討された。

制度活用を検討する上で、所有状況を確認したところ、相続財産管理人が選任されている可能性があることが判明し、権利関係の確認や、担い手への貸付プロセスなどを整理するため、本事業による支援を希望された。



【農業会議による支援の内容】

<農業委員会による取組と流れ>

令和7年10月に農業会議との初回打ち合わせを実施。台帳上の所有者は確認していたものの、登記簿が未確認であったため、まず、登記簿上の所有者を確認する作業から開始した。

その後、登記所有者は変わっていないものの、「相続人全員が相続放棄していること」「相続財産管理人が選定されていること」が確認され、農業委員会において、管理人の意向確認などを進めた。

あわせて、地域計画内の担い手に対し、借り受け意向確認を進め、位置付けられた担い手1名と、その他耕作者2名から引き受け可であることを確認した。

<農業会議による支援>

現地巡回（2回）による進捗把握、スケジュールの提示、県担当課・農地中間管理機構との連携・情報共有。

<取り組みによる結果>

担い手の意向確認が進み、貸借を進める体制が整ったものの、調査の結果判明した管理人からは売却意向が示されており、農地の維持管理へ向け、当該制度の趣旨説明と、貸付に対する理解を求めているところ。

所有者の特定～担い手の調整まではスムーズに進んだものの、農地法に基づく手続きで設定を進めるべきかを踏まえ、引き続き、支援を行っていくこととした。